

\\ すべての子どもの **進学** に向けた挑戦を後押しします! //

大学等受験料 支援事業補助金

山口県PR本部長 ちよるる



どのような支援が 受けられるの?

ひとり親家庭や低所得子育て世帯の
子どもを対象に大学等を受験する際
の受験料を補助します。

**大学・短期大学・専門学校・
高等専門学校(4年時)**

の入学試験の受験料

補助上限 53,000円
(子ども一人当たり)

どのような方が 支援を受けられるの?

申請日において、大学等受験生(20歳未
満)を養育する親等(山口県内に在住)で、
次のいずれかに該当する方が対象です。

- ①児童扶養手当受給世帯
- ②住民税非課税世帯

※児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準にあるひとり
親家庭や祖父母等による養育者家庭も対象となります。

**対象
経費**

令和7年4月1日から令和8年3月13日
までに支払った、子どもの大学等受
験料(※振込等手数料は含みません。)



申請期間

令和7年9月16日(火)～令和8年3月13日(金)



手続きの流れは裏面をご確認ください

☑ ご相談・お問い合わせ先



山口県大学等受験料応援事務局(山口県母子・父子福祉センター内)
〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目1-1
TEL: 083-902-3318 FAX: 083-923-2499
E-Mail: y-bosi-juken@shirt.ocn.ne.jp

☑ 補助金交付申請入力フォーム



山口県大学等受験料応援事務局HP
<https://yamaguchi-boshi.jp/jyukenyryou-ouen>

上記URLまたは右記二次元コードよりアクセスの上、
フォームにてご申請ください。

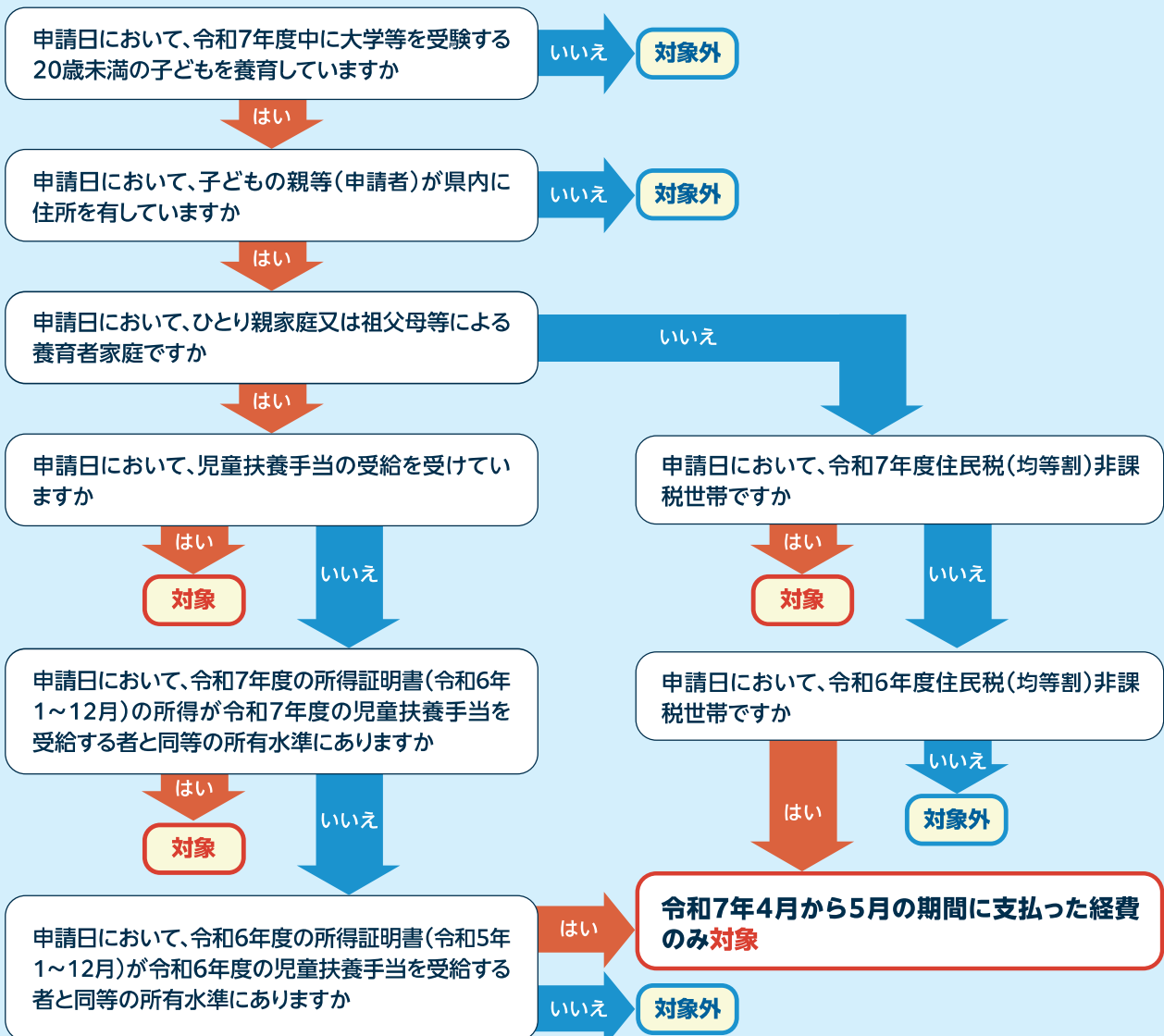


他の支援制度と連携した切れ目のない支援

大学等受験料支援事業補助金の交付者に対し、他の支援制度を合わせて情報提供することで、大学等の入学前から入学、卒業後まで、切れ目のない支援を実施

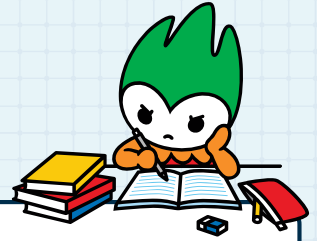
区 分		支援内容
入学前	大学等受験料支援事業補助金	ひとり親家庭や低所得子育て世帯の子どもに対する大学等受験料補助
修学時	高等教育の修学支援新制度(文部科学省)	世帯構成や収入に応じて授業料等減免や給付型奨学金の支援
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭の子どもに対する修学、修業、就職・就学支度に係る資金を支援
	生活福祉資金貸付制度	低所得子育て世帯の子どもの就学の支援
卒業後	やまぐち若者育成・県内定着促進事業奨学金返還補助制度	大学などを卒業後、半年以内に県内に居住・就業した場合に、奨学金の返還額の一部を補助 ※別途要件あり
	高度産業人材確保事業奨学金返還補助制度	理系大学院又は薬学部を修了・卒業後、県内の製造業又は情報サービス業に一定期間就業した場合に、奨学金の返還額の全部又は一部を補助 ※別途要件あり

大学等受験料支援事業補助金に係る補助対象者フローチャート



(※)「児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準」に係る所得の算出方法については、HPの「所得額の算出方法等」をご確認ください。

手続きの流れ



STEP 1

大学等受験料の支払いに係る領収書等の準備

大学等受験料の領収書等（支払者、支払金額、受験校の名称、支払日が記載）が補助金の申請時に必要です。

STEP 2

補助金の申請（オンライン）

「補助金交付申請専用入力フォーム」▶[表面参照](#) に必要な情報を入力の上、**次の書類をデータで添付**して申請してください。

※詳細はHPをご確認ください（紙媒体による申請方法も掲載）。

すべての方

- ▶ 振込領収書等の写し
- ▶ 子どもが20歳未満であることを証するものの写し（健康保険証、マイナンバーカード、住民票、運転免許証）
- ▶ 世帯全員の住民票の写し

児童扶養手当受給世帯の方

- ▶ 児童扶養手当証書の写し
- ▶ 「すべての方」の書類

児童扶養手当受給世帯と同等の所得水準のひとり親家庭等の方

- ▶ 子どもの親又は養育者家庭の養育者の所得・課税証明書の写し
- ▶ 「すべての方」の書類

住民税非課税世帯の方

- ▶ 世帯全員の住民税均等割非課税証明書の写し
- ▶ 「すべての方」の書類

審査・交付決定・補助金交付

- 申請受理後、審査を行い、交付決定を行います。
- 申請時に申し出のあった口座（申請者名義）に補助金を支払います（口座振替）。

備考

- 他の制度による補助や全額免除を受ける場合は、この補助金の対象外となります。
- 補助金交付額が 予算の上限額に達した場合は受付を終了します。

Q&A

Q1 申請日と申請入力日又は申請書等提出日とは違いますか。

A1 申請日は、補助金交付申請入力フォーム又は紙による申請書の必要な項目に必要な事項を入力又は記載し、全ての必要な書類が提出された日をいいます。従って、当該申請入力フォーム又は紙による申請書にきちんと入力又は記載しても必要な書類が添付されていないなど、申請入力日又は紙による申請書等提出日が申請日とはならない場合があるので注意してください。

Q2 今年度20歳になる子どもを養育していますが、申請日の直前に誕生日がきます。対象となりますか。

A2 対象となりません。申請日に満20歳未満であることが必要となります。

Q3 支援の対象の受験料は全国のどこの大学等の受験料でもいいのでしょうか。

A3 大学入学共通テストの検定料(成績通知手数料は除く)や全国の大学・短期大学・専門学校・高等専門学校(4年時)の入学試験のための受験料(振込等手数料は除く)が支援の対象となります。従って、申請時には大学等のホームページ等で受験料とそれ以外の振込等手数料を確認して申請してください。

Q4 受験料と併せて支払う振込等手数料とはどのようなものがありますか。

A4 金融機関やコンビニエンスストアなどで受験料を振り込むときの振込手数料、大学入学共通テストの成績通知手数料、大学等の受験に係る事務手数料などが該当します。受験料や振込等手数料は大学等のホームページ等で確認してください。

Q5 子ども1人当たり受験料が5万3千円までは、何回でも申請できますか。

A5 申請日が申請期間の令和7年9月16日から令和8年3月13日までであれば、子ども1人当たり受験料(振込等手数料を除く)が5万3千円までは何回でも申請可能です。

Q6 申請するには、どうしたらいいですか。

A6 原則、ホームページの補助金交付申請入力フォームからのオンライン申請となります。提出書類はスマートフォンなどで撮影したデータ(文字が判別できるように撮影したもの)を添付して申請してください。ただし、オンライン申請が難しい場合は、紙による申請も可能ですので、ホームページを確認してください。
